

小児慢性特定疾病医療費助成制度における 「指定医療機関」の申請手続きについて

平成27年1月から「児童福祉法」に基づく新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行されました。新制度では、小児慢性特定疾病患者の方が、医療費（調剤医療費を含む。）の支給を受けるには、「指定医療機関」で受けることが必要になります。

指定医療機関の指定を受けるためには、岐阜市内の医療機関等は岐阜市へ申請していただく必要があります。

1. 指定小児慢性特定疾病医療機関（指定医療機関等）の要件・責務

【要件】

- ア 健康保険法に規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者であること。
- イ 法第19条の9第2項で定める欠格要件に該当していないこと。（欠格要件については[次ページ](#)を参照してください。）

【責務】

- ア 指定医療機関は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。（法第19条の11）
- イ 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による。（法第19条の12）
- ウ 指定医療機関は、都道府県知事の指導を受けなければならない。（法第19条の13）

2. 申請手続

「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」（別添）に記載し、「保険医療機関（保険薬局）の指定通知書」を添付して、医療機関所在地の実施主体の長に申請をしてください。

※医療機関の所在地が岐阜市内にある医療機関・・・岐阜市へ申請

※ " 岐阜市以外にある医療機関・・・岐阜県へ申請

3. その他

- ・指定医療機関として指定された場合は、岐阜市から申請者あてに指定通知を送付します。また、医療機関の名称、所在地等を公示するとともに、ホームページで公表します。
- ・「指定医療機関」の指定は6年ごとの更新制となります。

【提出及び問合せ先】

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地

岐阜市保健所 地域保健課

電話：058-252-7191 ／ FAX：058-252-0638

※郵送の場合、「小慢指定医療機関申請書在中」と記載してください。

【児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格要件】

- 1 申請者が、拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 5 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。